

下呂市発注の建設工事における配置技術者等の取扱いについて

1 建設工事に配置を要する技術者等

(1) 主任技術者

工事現場の施工管理を行う技術者であり、請負金額の大小や元請・下請にかかわらず主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者

発注者から直接請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を超える場合に、主任技術者に代わって監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 現場代理人

公共工事を施工する場合に、工事現場に常駐し工事の運営や現場管理を行います。主任技術者等との兼任は認められています。

2 営業所専任技術者

建設業法では、許可を受けて営業しようとする業種に対応した技術者を全ての営業所に専任で配置することを義務づけています。営業所の専任技術者は、本店にあっては許可を受けるための要件であり、本店以外の営業所にあっては開設する要件となる者で、専任で配置することが原則となっています。

3 技術者の工事現場への専任配置について

建設業法では、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のものについては、技術者を専任で配置することを義務付けています。

下呂市においては、入札前の工事について予定価格 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円）の工事を専任が必要な工事とみなして取り扱うこととします。（予定価格を事後公表とする場合は、入札公告に専任工事である旨の記載をします。）

ただし、この取り扱いは落札金額が上記の金額を下回った場合も専任で配置することを義務付けるものではありません。

4 技術者等の兼任について

(1) 専任の主任技術者の兼務について

市発注の工事で、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の距離が 10km 程度に近接した工事については専任の主任技術者を兼務できることとします。

また、諸経費調整の対象となる近接工事についても同様の取扱いとしますが、専任の監理技術者には適用されません。

なお、一人の主任技術者が管理できる工事の数は、専任工事を含む場合は原則 2 件程度とします。

(2) 営業所専任技術者の兼務について

営業所専任技術者は、「営業所に専任しなければならない技術者」ですので、現場に

専任が必要な工事の技術者や現場に常駐が必要となる現場代理人として配置することができません。

ただし、専任が必要とならない工事で下記の条件を満たす場合については技術者等の兼任を認めることとします。

- ①下呂市と当該営業所とが工事請負契約を締結していること。
- ②当該営業所が下呂市内にあること。
- ③主任技術者の専任配置を求めている工事であること。
- ④低入札価格調査制度の対象工事となっていないこと。
- ⑤当該営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること。

(3) 技術者の兼務を行う場合の届出について

主任技術者の兼務を行うことが認められた工事において主任技術者の兼務を行う場合は、契約締結時に主任技術者の兼務届（様式第1号）を提出すること。

また、営業所の専任技術者との兼務が認められた工事において営業所の専任技術者と兼務を行う場合は、契約締結時に営業所の専任技術者配置届（様式第2号）を提出すること。

(4) 技術者等の兼務における例外事項について

上記4(1)(2)において、技術者等の兼務が可能となっている場合であっても、市が技術者の兼務を行うことが適当ではないと認めた工事については兼務を認めません。

なお、その場合は入札通知書に兼務を認めない旨の記載をします。

兼任の関係

手持ち工事の 技術者区分	営業所専任 技術者との兼務	他工事の配置技術者		
		監理技術者	主任技術者 (専任)	主任技術者 (非専任)
監理技術者	×	×	×	×
主任技術者 (専任)	×	×	△ ※4(1)参照	△ ※4(1)参照
主任技術者 (非専任)	△ ※4(2)参照	×	△ ※4(1)参照	○

5 一般競争入札における配置予定技術者について

(1) 入札参加申請時の取扱い

複数申請(※1)は3名まで、重複申請(※2)は同時（入札参加申請日から落札決定日までの間）に3件まで認めることとします。

ただし、専任工事については他の発注機関が行う入札との重複申請を認めません。

また、上記「兼任の関係」に示すとおり、既に専任の技術者として配置されている者や営業所の専任技術者となっている技術者は、特別な場合を除き配置予定技術者になることができません。

(※1 一件の入札に複数の配置予定技術者で入札参加申請すること。)

(※2 複数の入札に同一の配置予定技術者で入札参加申請すること。)

(2) 重複申請を行う場合の落札優先順位について

重複申請を行う場合の落札決定の優先順位を次のとおりとします。

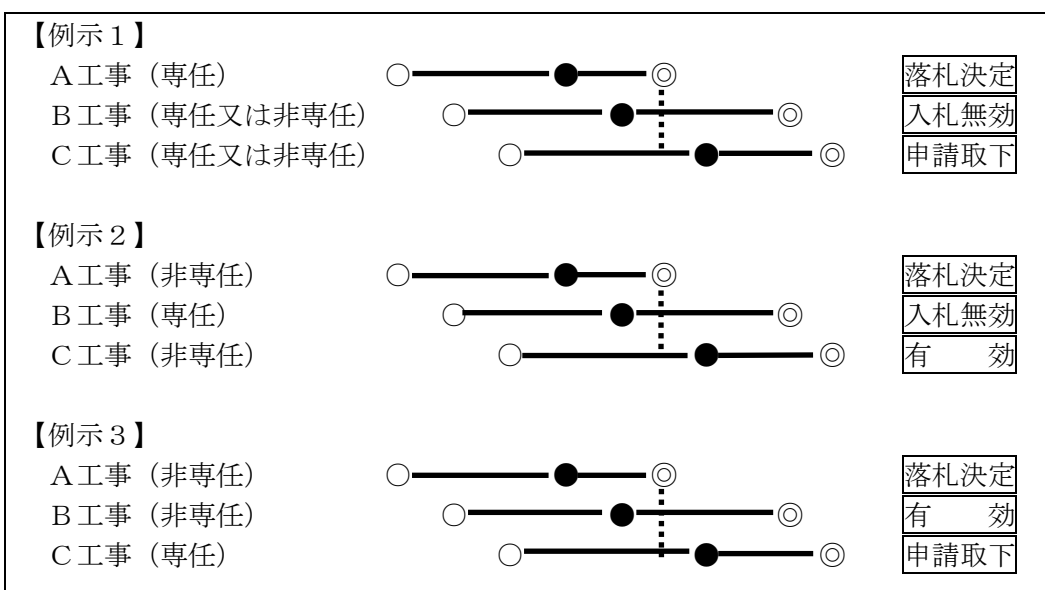
順	内容
1	入札日
2	入札参加申請書の提出日（入札参加申請書に記載された日）
3	入札公告日
4	案件番号順（入札公告に記載）

(3) 重複申請を行う場合の入札無効について

1人の技術者のみで専任工事を含む複数の工事に重複申請を行った場合、先に専任工事の落札決定があったときは、同じ技術者で行った入札は無効とします。（諸経費調整工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札を除きます。）

また、先に非専任工事の落札決定があったときは、他の工事のうち専任工事（諸経費調整対象工事に同じ技術者を監理技術者としてではなく主任技術者としてのみ参加している入札を除きます。）の入札は無効とします。

なお、入札前の工事については取下書の提出が必要となりますので、落札決定があったときはすみやかに提出して下さい。



(4) 配置予定技術者の変更について

入札参加申請書提出から入札日前日までの間は配置予定技術者の変更を認めますが、入札日以降の変更は認めませんので、配置予定技術者が不確定な場合は複数申請を行ってください。

ただし、死亡、傷病又は退職等のやむを得ない場合において、他に配置が可能な者がいる場合は変更を認めることとします。

(5) 技術者の雇用関係について

下呂市が発注する工事に配置を行う技術者は、所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある必要があります。

6 実施（改正）時期
令和7年2月1日